

平成21年度第2回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成22年3月18日(木)午後2時00分～

2 開催場所 7階 農業委員会室

3 出席者

(1) 委員 A

B

C

D

E

(2) 事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

会 長 [開会]

会 長 こんにちは。時間になりましたので、ただいまから、平成21年度第2回個人情報保護運営審議会を開会したいと思います。

それでは早速ですが、次第の「2 報告」に移ります。個人情報取扱事務の届出に係る事項の報告について、事務局から御説明をお願いします。

[事務局説明]

会 長 はい、ありがとうございます。

主なものということで今御説明がありましたが、前半については平成22年度に開始するものということでよろしいのですか。

事務局 平成21年度途中から開始したものと平成22年度に開始予定のものです。

会 長 後半に説明していただいたのは平成21年度より前に開始したものであることですね。

事務局 はい。

会 長 ということで、一つ一つの細かい説明は省略する形でしたが、内容につきまして何かご質問等がありましたらお願いいたします。

E委員 では、1つよろしいですか。

会 長 はい、お願いします。

E委員 変更届一覧表のNo. 1の「変更後」の中に、「その他(自治会費納入状

況)」とあります。これを、なぜ改めて入れたのかなと思うのですが。自治会費を納めていないと、当然自治会員にはなれないわけなので、あえて入れた理由なのですが。

事務局 申しわけございません。細かいところまで担当課に確認しておらず、具体的にどのように使用するのかというところまではわかっていないものですから、改めて確認させていただきたいと思います。

事務局 後で調べて、委員の皆様书面でお送りいたします。

[「はい」と言う人あり]

E委員 これを入れると問題にならないのでしょうか。

C委員 最近、自治会名簿にも電話番号を載せていないものがあるのですよね。それでこの一覧表に、電話番号、自治会会費納入状況と書いてあったので、ああ、それでなのかなと思って、自分では赤線を引いておいておいたのですがけれども。

事務局 そもそも自治会名簿を受理するという事務があるのではなくて、住居表示を行うに当たって、当該自治会の中にこちらから入っていったときに自治会名簿を頂いています。個人情報取扱事務として今回位置付けておけば、例えばその名簿を安易に廃棄してしまうわけにもいなくなるということです。

E委員 やはり、あまり良くないのではないのでしょうか。

事務局 収集自体の問題は確かにあると思いますけれども。

E委員 自治会の名簿を作るとき、自治会費を払っていない人の名前は載らないですよ。そのような中、納入状況がどうのこうのというのは必要なかなと思います。逆に、一般の市民が知った場合に、えっ、こんなことまで調べられているのと、問題にならないのでしょうか。

事務局 自治会費を納入していない人の名前が名簿に載ってくるという可能性はありますけれども、あえて納入状況を入れる必要はないかもしれません。

E委員 自治会費を払っているから自治会員になっているのですから。今ここでどうのこうのという言う話ではないけれども、行政経営課から所管課に問題提起してあげないと。

事務局 個人情報の取得に関して、問題提起できるお話ですね。

E委員 個人情報保護の考え方からすると、ちょっとひっかかるのではないかな。

委員から、意見が出たという形で良いと思うのですけれども。B委員、このあたりについてはいかがですか。

B委員           その必要性が何なのかというのはよくわかりません。わからないとどうなのかということについては何とも言いようがないのですけれども。

E委員           会長、これは、委員の意見として問題提起したということ。

会 長           はたしてこれが、本当に必要なものかどうかということによろしいですか。

E委員           はい。

会 長           すみません、確認を忘れたのですが、今日はこの報告に対しての意見等を一応出してもらうということで、何か決めるというわけではないということですよ。

事務局           決めるということではございません。

会 長           ほかに何か御質問や御意見はありますでしょうか。

C委員           変更届一覧表のNo. 13, 入湯税課税事務というところで、変更後の事務の目的として、「入湯税を課税するため」と書いてあるのですけれども、市で入湯税を取っている施設というと、ろまんちっく村とかそういったところですか。

事務局           ろまんちっく村と、上河内地域交流館、茂原健康交流センターです。

C委員           そこでは今まで、入湯税の課税をしていなかったということですか。

事務局           こちらは、言葉の整理をしようとするものです。今までも入湯税の課税自体は行っておりました。

C委員           言葉だけ変えたということですね。

事務局           そのとおりです。

C委員           それともう一つ、廃止届一覧表のNo. 5に、「コミュニティセンター条例の変更により、東コミュニティセンターが廃止となるため」とありますが、この東コミュニティセンターとは東図書館のところにあるものですか。

事務局           はい。

C委員           あれは廃止になるのですか。

事務局           名称が変わります。

C委員           名称が変わるのですね。わかりました。

事務局           補足させていただきたいのですが、入湯税の徴収は、民間施設でもしてい

ます。そのような施設では、1人50円程度お支払いいただいていますから、それを、市は税込という形で頂いています。

C委員            ああ、そうなのですね。わかりました。市税を課税するのではなくて、市内にある施設みんなから入湯税を頂くということですね。では言葉の変更だけということで、わかりました。

会 長            ほかにはありますでしょうか。

事務局            それでは、ただいま頂きました御意見・御質問につきましては、後程事務局で調査して書面でお送りしたいと思います。

会 長            特に御質問等がないようでしたら、今日はこの御報告だけですので、次に移りまして、次第の「3 その他」として、委員の皆様から何かありますでしょうか。では、事務局から何かありますか。

事務局            本日の審議会の議事録につきましては、後日準備ができ次第、郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、ただいま御質問がありましたところについては、調査して同時にお送りしたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

会 長            それでは、平成21年度第2回宇都宮市個人情報運営審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。